

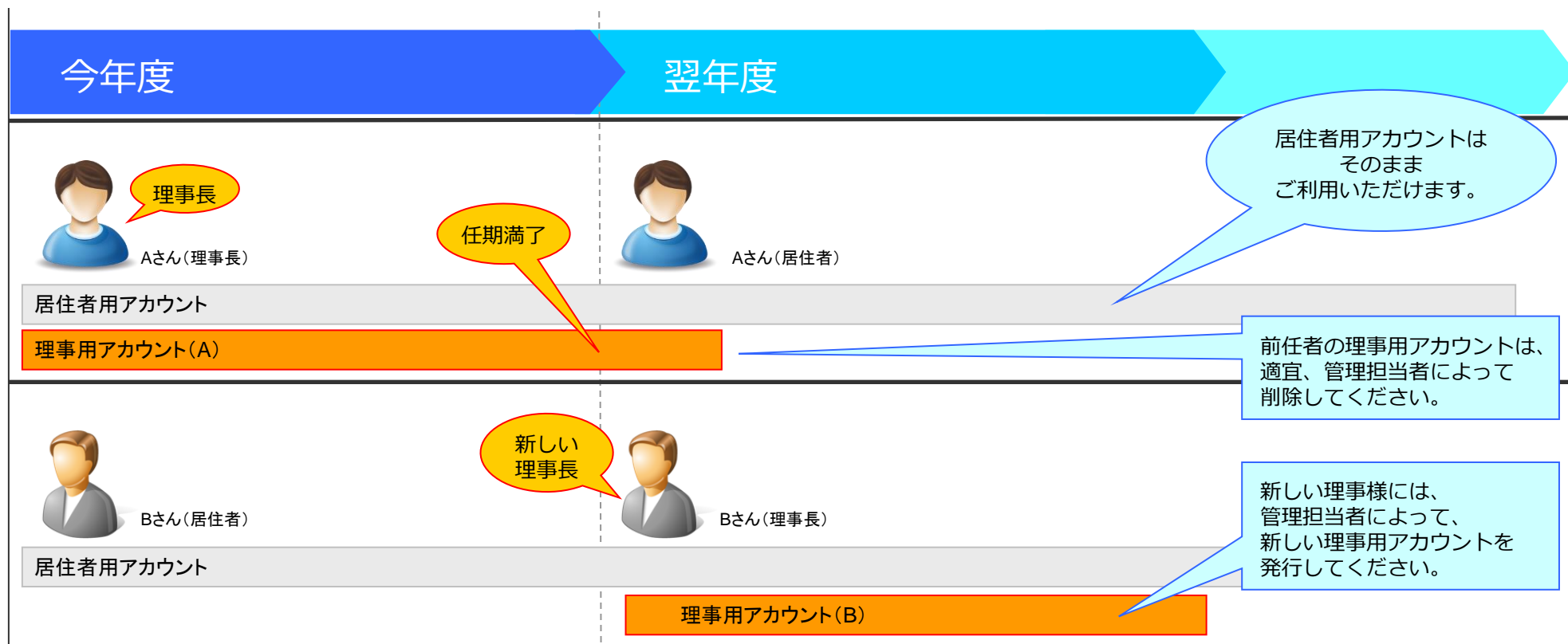
1-1 : 理事用アカウントの運用方法

理事会のメンバー様には、

「居住者用アカウント」と「理事用アカウント」の

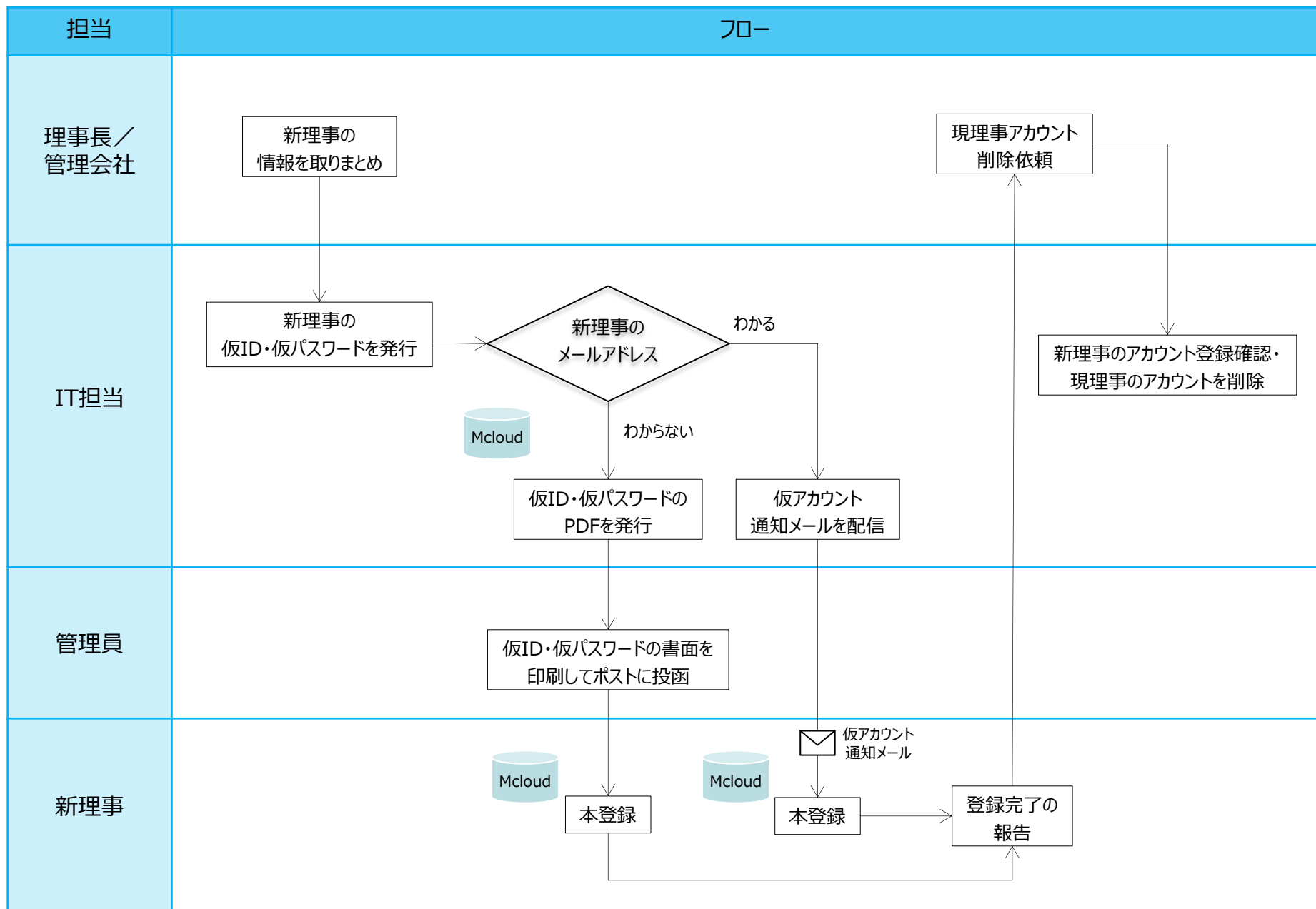
2つのアカウントをご利用いただけます。

「理事用アカウント」は任期終了後に削除してください。



※理事用アカウントの「管理担当者」は、マンション管理組合様にて決めていただく必要があります。

1-2 : 理事会代替わり時のアカウント発行フローの例



1-3 : 各権限で作成できるアカウント

管理者マスター権限で作成できるアカウント

理事用と一般居住者用のすべての権限のアカウントを作成でき、グループの作成なども可能です。施設予約の管理操作はできません。

管理者 A 権限で作成できるアカウント

理事用で「管理者A」「管理者B」「居住者A」「居住者B」権限のアカウントのみ作成でき、グループの作成なども可能です。施設予約の管理操作はできません。

外部協カマスター権限で作成できるアカウント

理事用と一般用で「管理者B」「外部協カマスター」「外部協力A」「外部協力B」「居住者A」「居住者B」権限のアカウントのみ作成できます。グループの作成などはできません。施設予約の管理操作ができます。